

プロポーザル説明書

この説明書は、埼玉県立病院の診療材料等調達・物品管理業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関し、本件に係る公示のほか、本件に関しプロポーザルに参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなくてはならない一般事項を明らかにするものである。

1 業務の概要

(1) 件名

埼玉県立病院の診療材料等調達・物品管理業務

(2) 履行場所

- | | | |
|---|------------------|--------------------|
| ア | 埼玉県立循環器・呼吸器病センター | 熊谷市板井 1696 番地 |
| イ | 埼玉県立がんセンター | 北足立郡伊奈町小室 780 番地 |
| ウ | 埼玉県立小児医療センター | さいたま市中央区新都心 1 番地 2 |
| エ | 埼玉県立精神医療センター | 北足立郡伊奈町小室 818 番地 2 |

ただし、埼玉県立精神医療センターについては、一括調達業務のみとする。

(3) 内容・仕様

別添仕様書のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日から令和 6 年 9 月 30 日まで

ただし、契約締結日から令和 3 年 9 月 30 日までの間は業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者負担とする。

(5) 予定額

契約期間の業務委託料見積額は、金 413,280,000 円（消費税及び地方消費税を除く）を上限とし、これを超えた見積書（様式第 7 号）を提出した者は失格とする。

2 参加資格要件

(1) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第 3 条第 2 項各号に該当しない者であること。

(2) 令和 3・4 年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載され、業種区分「物品の販売」と業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」の物品等の種類「その他の業務」、営業品目（小分類）「施設における中央材料室業務」に登録があり、かつ、A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件の公示日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件の公示日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 39 条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
- (7) 平成 29 年 4 月 1 日以降に病院施設（500 床以上）において、診療材料等の調達管理業務（SPD 業務）を受託し 1 年以上の業務履行実績を有すること。（再委託先として受託している場合の実績は含めないものとする。）

3 参加資格の確認

プロポーザルに参加できる者は、下記の申請を行い、本プロポーザルに係る参加資格の確認を受けた者に限る。

(1) 提出書類

下記ア～オの書類（以下「確認申請書等」という。）

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式第 1 号）

イ 会社概要書（様式第 2 号）及び会社案内・パンフレット類

ウ 高度管理医療機器等販売業許可証の写し

エ 前記 2 (7) を証明する書類（契約書写し等）

オ 埼玉県に競争入札参加資格審査申請中の者は、申請中であることが確認できる書類

(2) 提出部数 1 部

(3) 受付期間

令和 3 年 5 月 18 日（火）から令和 3 年 5 月 26 日（水）午後 5 時まで

(4) 受付場所・提出方法

郵送又は持参により下記「13 窓口・問い合わせ先」あて提出すること。

なお、郵送の場合は、封筒に「診療材料等調達・物品管理業務 申請書類在中」と朱書し、書留郵便により上記期限内に必着のこと。

(5) 参加資格の確認結果

令和 3 年 5 月 28 日（金）までに「プロポーザル参加資格確認通知書」（以下、「確認通知書」という。）により通知する。

(6) 留意事項

ア 参加資格の確認を得た者（以下「プロポーザル参加者」という。）には、見積書（様式第7号）及び各県立病院の診療材料リストを配付する。

なお、プロポーザル参加者は、配付資料についてプロポーザルに係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

イ プロポーザル参加希望者のうち、前記2(2)の登録をしていない者は、埼玉県競争入札参加資格審査申請手続きを速やかに行い、資格審査を受けなければならない。また、埼玉県に競争入札参加資格審査申請中の者は、審査申請中であることが確認できる書類を、確認申請書等とともに提出しなくてはならない。

ウ 競争入札参加資格審査申請中の者については、競争入札参加資格を満たさないことが判明した場合は失格とする条件を付して(5)の通知を行う。

エ プロポーザル参加者が、次の各号に該当するときは失格とする。

(ア) 契約締結までに「2 参加資格」に定める要件のひとつでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載をした場合

オ プロポーザル参加者は、担当者から提出書類に関し説明を求められた場合は、提出者の負担において説明に応じなければならない。

カ 法人は、提出された確認申請書等を、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。提出された書類は返却しない。

4 閲覧図書の有無 無

5 質問及び回答

(1) 受付期間 令和3年5月18日（火）から令和3年5月21日（金）午後5時まで

(2) 受付場所 「13 窓口・問い合わせ先」に同じ。

(3) 提出方法 電子メール（電話により着信の確認を行うこと。）

(4) 回答期限 令和3年5月25日（火）まで

(5) 回答方法

ア 参加希望者全員に共通する質問に対する回答は、法人ホームページの本案件掲載ページに掲載する。

イ プロポーザル参加希望者全員に共通しない質問に対する回答は、当該質問者に電子メールにより回答する。

(6) その他

ア 質問は「質問書（様式第3号）」による。

イ 後記6の現地説明会時に特に確認したい場所等がある場合は、前記(1)の期日までに「質問書（様式第3号）」に記載の上、電子メールにより提出して行うこと。（電話により着信の確認を行うこと。）

ただし、新型コロナウイルス感染予防のため、希望に応じられないことがある。

ウ 参加資格や提案と関係のない事項に関する質問やその他公正な審査を阻害するおそれがある質問は受け付けない。

6 現地説明会の実施 有

(1) 実施場所及び日時

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 令和3年6月1日午後

イ 埼玉県立がんセンター 令和3年6月2日午後

ウ 埼玉県立小児医療センター 令和3年6月3日午後

なお、開始時間及び集合場所はプロポーザル参加者に別途連絡する。

(2) その他

新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては現地説明会を中止とする。

その場合は直ちにプロポーザル参加者にその旨を通知する。

7 提案書の提出

(1) 提出書類

ア 提案書提出書（様式第4号）

イ 提案書 様式任意 *原則A4版とし、A3版の場合はA4版に折り込むこと。

ウ 直近3年間の経常利益を証明する書類（貸借対照表、損益計算書など）

エ 受託実績調書（様式第5号）及び証拠書類

オ 業務体制調書（様式第6号）

カ 見積書（様式第7号）

*見積書（様式第7号）様式は、プロポーザル参加者にのみ配付する。

(2) 提出部数 提案書 10部（正本1部、副本9部）

その他書類 各1部

※提出書類データを保存した電子媒体（CD）1枚を併せて提出すること。

※提案書の表紙には「診療材料等調達・物品管理業務 提案書」と記載する

とともに、提案者名（企業名、代表者）を記載すること。提案者名の記載は正

本のみとし、副本には、提案者名等参加者が類推できる表現は記載しないこと。

（記載の例としては「S病院」「T株式会社」などと記載するか、黒く塗りつぶすなど工夫すること。）（以下全ての提出書類について同じ）

(3) 受付期間 令和3年5月31日（月）から令和3年6月17日（木）午後5時まで

(4) 受付場所・提出方法

ア 郵送又は持参により下記「13 窓口・問い合わせ先」あて提出すること。

イ 郵送の場合は、封筒に「診療材料等調達・物品管理業務 提案書在中」と朱書き、書留郵便により上記期限内に必着のこと。

ウ 期限までに提出書類が到達しなかった場合は、審査を受けることができない。

(5) 提案書の内容

当説明書と仕様書を踏まえ、以下のア～オの大項目を提案項目とし 10 枚以内にまとめ、その他関連資料を含め全 20 枚以内とする。

ア 準備業務

イ 物品管理業務（消費分析、定数見直し等、有効期限管理等、請求漏れ防止等）

ウ 一括調達業務（材料費削減方法、安定供給）

エ 手術室支援業務

オ その他の提案事項（労務負担軽減、その他提案）

別紙「提案書評価基準」の項目ごとの「評価内容」に従って、優位性、アピールポイントも含め簡潔明瞭に分かりやすく作成すること。

図などを用いることは自由である。文字のポイント数は、11 ポイント以上とする。

プロポーザル参加者は、提出した提案書や見積書（様式第 7 号）によって、ヒアリング審査の説明（プレゼンテーション）を行うものとする。

(6) 提案書の提出をもって当説明書、仕様書等の記載内容及び条件を承諾したとみなす。

(7) 提案書の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。

(8) 提出書類は返却しない。

(9) 提出書類は本業務の審査以外の目的には提出者に無断で使用しない。また、提出書類は本業務の事業者の審査に必要な範囲で使用又は複製できるものとする。

(10) プロポーザル参加者は、二つ以上の提案をすることはできない。また、提出した提案書は字句の誤りを除き変更、差し替え、再提出はできないものとする。

(11) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とするとともに、最適と考えられる者を変更することがある。

8 提案書提出後の予定

(1) ヒアリング予定日

令和 3 年 6 月 25 日（金）

(2) ヒアリング実施方法

提案書提出期限後、法人からプロポーザル参加者にヒアリング審査実施方法を電子メールで連絡する。※WEBで実施予定。

(3) ヒアリング結果通知方法

ヒアリング後、書面にて通知する。

9 ヒアリング審査

プロポーザル参加者に対して、提案に対する質疑及び補足説明を求めため、ヒアリング審査を実施する。

- (1) ヒアリングへの参加人数は1事業者4人までとし、説明者は、原則として実際に受注した場合に業務運営にあたる業務責任者に予定された者又は業務運営に従事する者とする。
- (2) プロポーザル参加者は、20分の説明（プレゼンテーション）を行う。ただし、プロポーザル参加者数によっては、説明時間を調整することがある。
- (3) 説明は、提出された提案書と見積書（様式第7号）のみを使用すること。追加資料等の配付は一切禁止する。
- (4) 審査者に配付する提案書について、参加者が特定できると想定される部分は伏せ字にする。
- (5) 説明前及び説明中に会社名や説明者名の紹介など参加者が特定できる行為は禁止する。会社名の入った名札、徽章など会社名が特定できる物の着用も禁止する。
- (6) ヒアリング審査及び記録は非公開とする。

10 審査

- (1) 法人は、県立病院SPD事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し（事務局：法人本部）、審査を行う。
- (2) 選定委員会は、書類審査及びヒアリング審査の内容について、選定委員全員の評価を基に総合的な合議により交渉権者を選定する。

評価が最も高い者を第一交渉権者とし、次点の者を第二交渉権者とする。評価が最も高い提案をした者が二者以上いる場合は、選定委員会で協議し、第一交渉権者を決定する。
- (3) 評価基準は別紙「提案書評価基準」のとおり。
- (4) 審査の経過等に関する問い合わせには一切回答しない。

11 契約締結

- (1) 契約書作成の要否 要
 - ア 別添契約書(案)をもとに、第一交渉権者を内定者とし契約締結の協議を行い、最終合意に至ったときに契約を締結する。

本件について業務委託契約（複数年契約）を締結するとともに、当該施設が個々に指定する診療材料等について物品売買契約（複数年契約、単価契約）を締結する。

なお、納入単価は甲乙協議の上適宜見直しを行うものとする。
 - イ 契約書は2通を作成し、双方各1通を保管する。
 - ウ 契約書に双方が記名押印することにより当該契約は確定するものとする。
 - エ 契約にあたって、又は契約後に仕様書の趣旨に反する覚書等を取り決めた場合は、その取り決めに無効とする。

- (2) 契約の対象となる業務内容の協議は、提案書に記載された内容に基づいて行うものとし、審査対象とした重要事項は原則として変更できない。
- (3) 内定者は、仕様書等に係る不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 内定者が、次の各号に該当するときは内定を取り消す。なお、内定の取消し、又は内定者からの辞退の申し出があった場合、次点の者を内定者に繰り上げる。
- ア 提出書類に虚偽の記載があったとき。
 - イ 参加資格に掲げる要件に適合しなくなったとき。
 - ウ 協議の辞退を申し出たとき。
 - エ 協議が膠着状態に陥ったと法人が判断したとき。
 - オ 正当な事由なく契約手続きに応じなかったとき。
 - カ 事業者の資金事情の変化等により、提案した事業の運営が確実に履行できないと法人が判断したとき。
 - キ 著しく社会的信用を損なう行為等により事業者としてふさわしくないと法人が判断したとき。
- (5) 契約保証金
埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第 26 条の規定による。

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本円
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用はプロポーザル参加者の負担とする。
- (3) プロポーザル参加者は、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「プロポーザル辞退届（様式第 8 号）」により届け出ること。

13 窓口・問い合わせ先

埼玉県立病院機構本部 医事・契約・訟務担当 松本
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-13-3
電話 048-830-5985（直通）
FAX 048-830-4905
e-mail a5970-06@saitama-pho.jp